

小樽商科大学グローバル教育・研究活性化基金 要項

1. 設立の目的

「国立大学法人小樽商科大学グローバル教育・研究活性化基金」は、社会からのご寄附により小樽商科大学の目標・使命を達成することを目的として設立しました。

2. 募集開始

令和4年4月1日

3. 募金の対象者

本基金の趣旨に賛同される個人及び法人等（企業・団体）

4. ご協力をお願いする金額

個人：1口 5,000円

（何口でもお申し込みいただけます。本基金の趣旨をご理解いただき、何卒、複数口のご協力をお願いいたします。）

法人等（企業・団体）：1口あたりの金額は特に定めていません。

5. 基金が行う事業の概要

本基金は、全学的な教育研究支援組織であるグローバル戦略推進センターを中心とした本学の活動の支援のため、用途を指定しご寄附いただくものです。

○本基金の用途

- ・本学のグローバル教育活動への支援
- ・本学の研究活動への支援
- ・本学が組織的に取り組む産学官連携・地域貢献活動への支援
- ・特定の企業等と行うプロジェクト事業への支援
- ・本学の施設・環境整備への支援
- ・本学のブランド向上への支援
- ・その他

6. お申込み方法

ご寄附の方法は銀行振込、クレジットカード、コンビニ決済、Pay-easy 決済（インターネットバンキングによる口座引き落とし）をお選びいただけます。

お申込み方法については本学ホームページ([ご寄附のお申し込み | 小樽商科大学 寄附金サイト \(otaru-uc.ac.jp\)](#))をご覧ください。

※当サイトに提示している方法のうち、本基金への寄附においては当面の間、郵便振替でのご寄附を受け付けることができません。あらかじめご了承ください。

7. 基金の運営方法

基金は、小樽商科大学への寄附金として、公正・明瞭に管理・運営します。

8. 税制上の優遇措置

<個人からのご寄附>

・所得税について

小樽商科大学へのご寄附については、所得税法上の寄附金控除の対象(2千円を超える部分)となる特定寄附金として財務大臣から指定されています。ご寄附をいただいた寄附金は、所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

・個人住民税について

小樽商科大学へのご寄附については、地方税上の寄附金控除の対象(2千円を超える部分)となる指定寄附金として「寄附金控除条例指定自治体一覧」にある自治体から条例で指定されており、所得税の寄附金控除に加えて、個人住民税が軽減されます。

<法人からのご寄附>

小樽商科大学へのご寄附については、法人税法上の全額損金算入が認められる寄附金(法人税法第37条第3項第2号)として財務大臣から指定されています。ご寄附いただいた寄附金は、法人の所得から控除でき、税制上の優遇措置を受けることができます。

税制上の優遇措置(寄附金控除等)については本学ホームページ([税制上の優遇措置 | 小樽商科大学 寄附金サイト \(otaru-uc.ac.jp\)](#))をご覧ください。

9. ご寄附をいただいたみなさまへの謝意

○顕彰制度

(1) 小樽商科大学名誉校友

(対象) 個人で100万円以上1,000万円未満、法人においては300万円以上1,000万円未満のご寄附をいただいた方(累計も含みます)

(2) 小樽商科大学特別名誉校友

(対象) 個人・法人で1,000万円以上のご寄附をいただいた方(累計も含みます)

(表彰)(1)及び(2)は、表彰式において「名誉校友(特別名誉校友)記」、「記念品」及び「名誉交友(特別名誉校友)名刺」の贈呈を、また、本学事務棟のエントランスにある「名誉校友(特別名誉校友)銘板」にお名前を刻印させていただきます。

(3) 小樽商科大学感謝状

(対象) 個人で20万円以上100万円未満、法人においては20万円以上300万円未満のご寄附をいただいた方(累計も含みます)

(表彰) 贈呈式において「感謝状」と「記念品」を贈呈します。

顕彰制度については本学ホームページ([顕彰制度 | 小樽商科大学 寄附金サイト \(otaru-uc.ac.jp\)](http://otaru-uc.ac.jp))をご覧ください。

○国の褒章制度について

本学又は同窓会に個人で500万円以上、団体で1,000万円以上を寄附された場合、紺綬褒章の対象となります。

紺綬褒章は、国の褒章制度の一つで、公益のために、私財を寄附した個人または団体に授与されるものです。

国、地方公共団体又は公益団体(公益を目的とし、法人格を有し、公益の増進に著しく寄与する事業を行う団体であって、当該団体に関係の深い府省等の申請に基づき賞勲局が認定した団体)に対する寄附が対象となり、本学は公益団体に認定されています。

○法人様よりご寄附をいただいた場合は、下記のような特典をご活用いただけることを検討しております。(諸条件あり。詳細は打ち合わせ等により調整となります。)

- ・本学が参加する展示会での法人名の掲出(年2回程度)
- ・本学広報誌への広告掲載
- ・学内での広告掲示・放映
- ・本学WEBサイトでの広告掲示
- ・本学におけるリカレント教育プログラムへの参加費減免
- ・本学教員(ビジネススクール教員含む)等による企業内研修の提供
- ・法人が希望するテーマでの研究会の開催(年数回)